

令和 7 年 第 2 回 平 内 町 議 会 定 例 会

一 般 質 問 予 告 表

質問順位	議席番号	質 問 者	表 題
1	4	田 中 大	1 夜間のタクシー運行について 2 書かない窓口の推進について
2	9	畑 井 勝 廣	1 新庁舎整備と大規模災害対応力について
3	3	内 海 伸	1 ピロリ菌感染検査で胃がん予防を
4	10	田 中 光 弘	1 空家対策について 2 買い物弱者対策について 3 派遣会社との契約について
5	6	田 中 茂 勝	1 家庭ごみ減量対策について
6	7	太 田 満 則	1 新庁舎建設に際しての禁煙対策について 2 ホタテガイへい死対策の一環として汚泥除去を国・県に働きかけるべき
7	5	亀 田 弘 徳	1 災害備蓄体制の整備について 2 口の健康づくりの推進について

一般質問の通告書

(一括 ・ 一問一答)

(受付No. /)

(発言順 /)

	表 題	具 体 的 内 容
質 問 の 要 旨	夜間のタクシー運行について	最近このタクシーに関して、町民の方からの声が多くなっております。特に夜の時間帯、タクシーが呼んでも来ない、つかまらないという声がたくさん聞かれます。実際、現在町内で営業している北星交通株式会社平内営業所に伺ったところ、夜 7 時から深夜 0 時までは 1 台体制。そして深夜 0 時以降から朝までにかけては、タクシーが一切稼働していない状況です。 この深夜帯、特に深夜 0 時から朝方までの時間帯こそ、町民の不安が最も大きくなる時間帯です。タクシーが 1 台でも動いているなら、呼べばなんとか来てもらえる可能性があります。まったく動いていないとなると、緊急時の手段が完全に断たれることとなります。こうした状況は一時的な課題ではなく、今後ますます頻度が増えてくると予想されます。 また、夜間タクシーの不足は町内の飲食店にも大きな影響を与えています。 こうした中で、北星交通株式会社が試算された内容によれば、午後 7 時から深夜 0 時までの時間帯に限っても、最低 2 台の待機体制を確保するためには、町からの月額 99 万 2 千円の助成が必要とのことでした。もちろん、これで深夜 0 時以降もカバーできるわけではありません。むしろ、今後さらに議論が必要なのは、この深夜 0 時から早朝までの空白の時間帯をどうやって埋めていくか、だと考えます。 今後、町としては、この時間帯の安全確保や、緊急時の代替手段を含めた交通支援策を、タクシー事業者との協議の中で具体化していく必要があるのではないのでしょうか。 県内ではすでにタクシー事業者が撤退した町もあります。横浜町や五戸町で、今では移動手段が大きく制限され、町民の生活にも影響が出ていると聞いています。 「夜間・深夜帯」の課題をどう位置づけるかは、大きな焦点になるのではないのでしょうか。町民の安心と安全を守るために、町として今後どう考えていくのか、町長のご見解をお聞かせください。

書かない窓口の推進について	誰もが使いやすい行政サービスを実現するためには、窓口業務のあり方を根本から見直す必要があります。そこで注目されているのが、「書かない窓口」の導入です。 「書かない窓口」とは、来庁者が手書きで申請書を記入することなく、職員が聞き取りや本人確認を行いながら、システムを通じて申請内容を入力し、必要な手続きが一元的に行える窓口です。 また、実際に導入している自治体では、住民から非常に高い評価を得ており、窓口改革に成功し、行政サービスの信頼性向上にもつながっております。 DX の本質は、単なるデジタル化に留まるものではなく、「住民の暮らしをより良くすること」にあります。書かない窓口の推進についての、町長のご見解をお聞かせください。

会議規則第 6 1 条第 2 項により通告いたします。

令和 7 年 5 月 19 日

平内町議会議長 船 橋 健 人 殿

議席番号 4 番

氏 名 田 中 大

13:35



一般質問の通告書

(☐ 一括 ・ 一問一答)

(受付No. 2)

(発言順 2)

	表 題	具 体 的 内 容
質 問 の 要 旨	1. 新庁舎整備と大規模災害対応力について	新庁舎建設予定地は造成されたものの、その後どうするかが示されず、町民は新庁舎建設予定地の建物配置の内容などがわからない。 また、昨年11月に当町で震度4を観測する地震が相次いで発生しており、新庁舎に避難場所機能を持たせるのかどうかかわからず、不安がある。 (1) 新庁舎建設予定地の建物の配置やその活用方法について示す時期を具体的に述べよ。 (2) 庁舎建設をきっかけとして、大規模災害対応力向上のため、すでにある町の施設の災害対応力やあり方も併せて検討すべきだと考えるが、見解を示せ。

会議規則第61条第2項により通告いたします。

令和7年5月20日

議席番号9番

氏 名 畑 井 勝 廣

平内町議会議員 船 橋 健 人 殿



9:20

一般質問の通告書

(一括 ・ 一問一答)

(受付No. 3)

(発言順 3)

	表 題	具 体 的 内 容
質 問 の 要 旨	1. ピロリ菌感染検査 で胃がん予防を	世界の胃がんの半数が東アジアで、しかも日本の中でも北日本の日本海側地帯の居住者に多発しているとのことです。しかし、死亡数は減少傾向にあり、ピロリ菌感染の減少、内視鏡による診断・治療の進歩が寄与していると評価されています。 ピロリ菌は主に幼少期に感染し除菌しなければ何十年も感染し、感染期間が長いほど胃がんが発生しやすい胃となり、十二指腸のほとんどと胃潰瘍の半分以上がピロリ菌が原因といわれています。東アジアのピロリ菌は特に発がん作用が強いといわれています。 がんの予防としてあげられるのは、 ○一次予防 ・がんになることを防ぐ ・原因の分かっているがん(胃がん(ピロリ菌)、子宮頸がん(HPV)、肝臓がん(肝炎ウイルス、過度のアルコール)) ○二次予防 ・検診でがんを早期発見早期治療 ・遺伝的素因が強いがん(大腸がん、乳がん) ○三次予防 再発、転移でも早期治療で完治を目指す。 胃がんを防ぐためには、この一次予防の段階でピロリ菌感染の検査が必要とされてきます。未成年者のスクリーニング検査としてどの時期に行うのが推奨されているかといえば、中学生で行うことが推奨されています。 青森県の中では、弘前市、八戸市、西目屋村で中学2年生を対象にピロリ菌感染を調べる検査を実施しています。また、国内では100くらいの自治体で実施しています。 そこで、胃がんリスク低減のために、中学2年生を対象としたピロリ菌感染検査を当町でも実施する考えがあるか伺います。

会議規則第61条第2項により通告いたします。

令和7年5月22日

議席番号3番

氏 名 内 海 伸

平内町議会議長 船 橋 健 人 殿



13:05

一般質問の通告書

(一括 ・ 一問一答)

(受付No. 4)

(発言順 4)

	表 題	具 体 的 内 容
質 問 の 要 旨	1 空家対策について	1. 特定空家等の可能性が高い空家の所有者確認として、町で実施した2016（平成28）年度の調査で、損壊等を含む空家が85棟、その中で特定空家等の可能性が高いものが45棟であった。所有者へ適正管理願いの通知等を行っているとしている。 所有者の確認として意向も含め、次の件数を示せ。 (1) 町外居住件数・不明件数及び相続放棄件数 (2) 解体意思がある件数、経済的に対応できない件数 2. データベースの整備は 空家法第11条において「市町村は空家等に関するデータベースの整備、その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と規定しているが、2016（平成28）年度の調査以降の整備状況は。 3. 平内町空家等対策計画の見直しを 当町の計画策定は2018（平成30）年7月。2023（令和5）年の空家法改正により、他市町村の殆どは今年4月に計画の見直しを計っている。 当町としてもこれまでの取り組み状況等を整理するとともに、法改正を踏まえ、空家対策を一層推進するために計画の見直しを計るべきである。 4 空家条例制定を 近年、全国の自治体で空家の所有者に適正な管理を義務づける条例を制定している自治体が増え、県内では13市町が制定している。行政が所有者に対して指導・勧告・命令を行っても取り壊しを行わない場合には、法第14条の法律や条例に基づいて行政が取り壊し（行政代執行）、所有者に費用を請求するとの規定となっている。今後増加する案件に対応していくためにも、当町も条例制定の検討が必要と考える。

会議規則第61条第2項により通告いたします。

令和7年5月26日

議席番号10番

氏 名 田 中 光 弘

平内町議会議長 船 橋 健 人 殿

一般質問の通告書

《続き》

議席番号10番 氏名 田 中 光 弘

	表 題	具 体 的 内 容
質 問 の 要 旨	2 買い物弱者対策について	政府機関の各省庁がそれぞれ独自に買い物弱者の実態を調査しているが、総務省は買い物弱者の正確な数を把握することは困難であり、地方自治体や地域のコミュニティ単位で、可能な限り細かい単位で状況を把握し、対策を行う必要があると位置づけている。核家族化が進み、真の買い物弱者がどの地域にどの程度いるのか、何を欲しているのか。 総合的な対策の手がかりとして、店舗のない町内の町内会役員や民生員の協力を得て、自家用車のない高齢者の意向調査のため、アンケートやヒアリングを行い、詳細な実態把握に努めるべきである。
	3 派遣会社との契約について	先般、派遣会社から当町の一般事務派遣職員の定年延長についての問い合わせに、受け入れない方針であると返答したとのことであるが、一般事務派遣職員の役場での勤務年数は20年から40年と長期に渡り貢献してきている。 社会の流れに応じて、派遣職員の希望があれば年金支給年齢まで雇用契約をするべきである。

平内町議会議長 船 橋 健 人 殿



8:15

一般質問の通告書

(一括 ・ 一問一答)

(受付No. 5)

(発言順 5)

	表 題	具 体 的 内 容
質 問 の 要 旨	1 家庭ごみ減量対策について	当町の令和6年度における一般廃棄物処理業務委託量のうち、可燃ごみは約2063トンで、その収集運搬料を合わせた処理金額は、約2300万円となる。 燃えるごみの約40パーセントは、水分を80パーセント含む生ごみであると言われており、家庭ごみの約3割は水を運んで燃やしていることになる。 町では、ごみ減量対策として、資源ごみとして回収することや、生ごみ処理器の購入に補助金を出してごみの減量化と処理費用の減額に努めている。しかし、家庭用生ごみ処理機助成金の年間支出額を見れば、令和元年から令和4年度まではいずれも1万円以下であり、令和5年度は7件で65100円、令和6年度は5件で58500円と申請件数・金額とも低調であると考えるが、現況に対する見解を伺う。 また、令和6年度の一般廃棄物処理業務委託量である約2063トンに含まれる生ごみを全て乾燥したとすれば、32パーセント重量が減少し1403トンとなり、その処理費用も約1565万円と約736万円の減額となる。 これは、100パーセント生ごみを乾燥させた場合であり、到底そのようなことは望めないと考える。しかし、1年間に5～10パーセントの減少を目標として取り組み、100～200トンごみを減少したとすれば、処理費用は約110万円～220万円減少することとなる。 このように考えたとき、現在の生ごみ処理器購入補助金の上限を3万円ではなく、5～7万円程度に引き上げて、ごみを減少させる意識を促し、焼却処理を減少させ、肥料などに活用するなど、環境にやさしく、高齢者のごみ出し負担軽減になるようにすべきである。このことは同時に、町長が第六次長期振興計画に掲げるSDGsの趣旨にも沿うものであるので、生ごみ処理器購入補助額の見直しを検討すべきと考えるが見解を伺う。

会議規則第61条第2項により通告いたします。

令和7年5月26日

議席番号6番

氏 名 田 中 茂 勝

平内町議会議長 船 橋 健 人 殿

8:50



一般質問の通告書

(一括 ・ 一問一答)

(受付No. 6)

(発言順 6)

	表 題	具 体 的 内 容
質 問 の 要 旨	1. 新庁舎建設に際しての禁煙対策について	新庁舎での禁煙対策についてどのようにするつもりか。 これまで通り庁舎内・敷地内を禁煙とするつもりかどうか。
	2. ホタテガイへい死対策の一環として汚泥除去を国・県に働きかけるべき	陸奥湾内の水温の高い状態が続き、ホタテのへい死が続いている。特定の原因は分からないものの、湾内のホタテ成育に負荷がかかっているものと思われる。 これを機に海底の汚泥除去を国・県に働きかけ、従事する漁家の仕事を創るべき。

会議規則第61条第2項により通告いたします。

令和7年5月26日

議席番号7番

氏 名 太 田 満 則

平内町議会議長 船 橋 健 人 殿



9:27

一般質問の通告書

(一括 ・ 一問一答)

(受付No. 7)

(発言順 7)

	表 題	具 体 的 内 容
質 問 の 要 旨	1 災害備蓄体制の整備について	国は本年1月9日、都道府県と市区町村の災害備蓄状況を公表した。今後は地方創生交付金で備蓄の充実を支援し、自治体に十分な量の確保を促すという。また、今後は備蓄状況の年一回の公表を自治体に義務付ける方針で、災害備蓄体制について不足を把握し、早急に過不足の無い整備を進める必要がある。 1) 我が町の災害備蓄の状況について、現在の状態と不足している物資、今後の充当計画を伺う。 2) 災害備蓄は必要量の確保に留まらず、災害時に必要な場所への確に届けことが出来なければならない。また、外部からの災害援助物資の受け入れが滞ることが無いような体制である必要がある。 現在、町は稲生地区への防災備蓄倉庫の建設を進め、また役場庁舎建設予定地への備蓄倉庫の建設も予定しているという。 町の災害備蓄の備蓄先、備蓄の物流、外部からの物資の受け入れ体制について町の考えと今後の計画を伺う。 3) 旧小湊中学校の今後について。 災害時の物資の受け入れ先や地域住民の避難先としての活用などを考えた場合、旧小湊中学校のアスベスト建材について適正な処置を行う必要がある。令和7年度に国の公共施設等適正管理推進事業債が、公共施設の集約化・複合化等に伴う施設の除却事業を対象に追加された。 アスベストの処理は年々コストがかかるようになっている。施設の集約化・複合化等に合わせて当該施設の除却もしくはアスベストの処理を進めるべきと考えるが、町の考えを伺う。

会議規則第61条第2項により通告いたします。

令和7年 5月26日

議席番号5番

氏 名 亀田 弘徳

平内町議会議長 船 橋 健 人 殿

一般質問の通告書

《続き》

議席番号 5番 氏名 亀田 弘徳

	表 題	具 体 的 内 容
質 問 の 要 旨	2. 口の健康づくりの推進について	厚生労働省の令和4年歯科疾患実態調査によると、65歳以上で入れ歯を使用している人の割合は半数以上だという。口の機能低下の危険性が高まる状態は「オーラルフレイル」と呼ばれ、進行すると全身の虚弱へつながる可能性があるという。日本歯科総合研究機構の調べでは歯の数が少なく欠損数が多いほどアルツハイマー型認知症のリスクが高いことが明らかとなったという。口の健康づくりは生活の質や健康寿命などに影響する。 国は「経済財政運営と改革の基本方針2024」の中で歯科関連として生涯を通じた歯科検診に向けた具体的な取組の推進、オーラルフレイル対策などへの取組を明確にした。 我が平内町も歯・口腔の健康づくりのために乳幼児を対象とした歯科検診・フッ素塗布、学校歯科検診、一定の年齢を対象とした歯周疾患検診、後期高齢者歯科口腔健診などを行っているが、あらためて町の口・口腔の健康づくりの取組について伺う。 1. 町が現在行っている歯・口腔の健康づくりに関する取組と現状を伺う。 2. 令和6年度から12年間「口腔保健施策の推進に関する基本的事項」（第二次）が始まっている。この歯・口腔の健康づくりプランの目標にある生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上の中で、よく噛んで食べることができる者の増加が挙げられている。自分の歯をなるべく減らさないような取組のほか、既に歯を失った人は入れ歯を用いることとなるが、この入れ歯が合わないとか噛む力は維持できないばかりか損なわれることとなる。入れ歯に関して補助・助成ができないものか伺う。

平内町議会議長 船 橋 健 人 殿

10:37

